

## 神戸市エレベーター防災対策改修事業補助金交付要綱

令和3年4月1日 建築住宅局長決定  
(最終改定 令和5年4月20日)

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市エレベーター防災対策改修事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エレベーター防災対策改修事業 マンションに設けられているエレベーターについて、マンション管理組合が実施する防災対策改修工事の費用の一部を補助することで、エレベーターの地震に対する安全性の向上を図ることをもって、公共の福祉に寄与することを目的とする事業をいう。
- (2) 住宅 一つの世帯が独立して生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。
  - ア 一つ以上の居室
  - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
  - ウ 専用のトイレ
  - エ 専用の出入口
- (3) マンション 複数の住宅が一棟に建築されたもので、廊下・階段などの複数世帯が使う共用部分を有するもののうち、次に掲げる全てを満たすものをいう。
  - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること
  - イ 主要部の構造が、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること
  - ウ 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上であること
- (4) 防災対策 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策及び主要な支持部分の構造に係る措置をいう。
- (5) マンション管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (6) 耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に着工されたマンションにおいて、神戸市マンション耐震化促進事業の補助金の交付を受けて行う耐震改修工事をいう。
- (7) 国又は地方公共団体に関連する法人
  - ア 次のいずれかに該当する法人をいう。
    - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項から第3項までに定める法人又はそれに準じる法人
    - (イ) 国が資本金、基本金その他これらに準ずるものの50%以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
  - イ 国又は地方公共団体に関連する法人から50%以上の出資を受けている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、国又は地方公共団体に関連する法人とみなす。
- (8) 補助事業者 第7条に規定する補助金交付決定通知を受けて、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）を行う、マンション管理組合をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表1から2に掲げるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の補助金については、一の補助事業の対象につき、原則として、1回限りとする。ただし、市長が必要であると認めるものについては、この限りではない。

(対象のエレベーターの要件等)

第4条 補助事業の対象となるエレベーターは、次の各号すべてに適合するものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 神戸市内に所在する次に掲げる要件すべてに適合するマンションに設けられているエレベーターであること。

ア 長期修繕計画又は維持保全計画が作成されており、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定していること。

イ 建築基準法等の規定に適合しないことによる是正指導等を受けていないマンション（当該是正指導等を受けたものであって、当該是正指導等に従ったものを含む。）であること。

ウ 国、地方公共団体が所有する、又は国、地方公共団体（本市を除く）の設立、出資に係る法人が所有するマンションでないこと。

(2) 防災対策の全部又は一部についての改修の結果、防災対策の全てについて、エレベーターが建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の関係規定に適合すること。

(3) 神戸市マンション管理の適正化の推進に関する要綱（令和2年12月22日、建築住宅局長決定）第4条の届出の対象となるマンションは、同条の規定による届出を行っていること。

(4) 対象事業に対し、他の国庫補助金が交付されていないこと。

(補助事業の事前協議)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の申請に先立って、事前協議書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について必要な協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

2 市長は、事前協議を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付の申請をさせることができる。

3 第1項に規定する書類のうち提出できない書類がある場合（市長がやむを得ない事情と認める場合に限る）は、その旨を書面にて明らかにすること。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第2号）に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を、当該補助事業等を実施しようとする年度の12月20日（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項に準用する。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(現場検査)

第8条 市長は、エレベーター防災対策改修工事の補助事業において、工程を指定し、現場検査を実施することができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助事業者に指導する。この場合において、市長は、補助事業者が指導に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、市長がやむを得ない事情と認めた場合以外に、補助事業者が第1項の検査の実施を拒んだ場合は、交付決定を取り消すことができる。

(軽微な変更)

第9条 補助事業者は、軽微な変更を行おうとするときは、軽微な変更届（様式第5号）を市長に届け出ることができる。

2 軽微な変更とは、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 交付決定額の変更

(2) その他市長が認めるもの

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）に、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）に、市長が別に定める書類のうち変更に係るものを添えて、正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更通知書（様式第8号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするとき又は第7条の交付決定に係る市の会計年度が終了するときは、補助事業実績報告書兼請求書（様式第10号）又は補助事業実績報告書（様式第11号）に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月28日（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の提出を受けたときは、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行う。市長が特に必要と認めた場合は、補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知することができる。

(補助金の請求)

第13条 第11条に規定する補助事業実績報告書（様式第11号）を提出した補助事業者は、補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項又は補助事業実績報告書兼請求書（様式第10号）の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(是正命令等)

第14条 市長は、補助事業の完了に係る第11条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、第8条及び補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助事業者へ補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出について証拠書類を整理し、及び当該補助事業が完了、又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

別表1（第3条関係）

## 新耐震基準マンション型

補助事業者	補助対象エレベーターを所有（管理）するマンション管理組合
補助対象エレベーター	第4条の規定による要件に加え、地震に対して安全な構造のマンションに設置されているエレベーターであること。
補助対象経費	<p>補助事業者が実施するエレベーターの防災対策改修工事に要する経費のうち、次の各号に掲げるもの（既に防災対策されているものを除く。）とする。</p> <p>ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分を除く。</p> <p>(1) 地震時管制運転装置の設置工事費</p> <p>(2) エレベーターの耐震補強措置工事費</p> <p>(3) 戸開走行保護装置の設置工事費</p> <p>(4) 釣合おもりの脱落防止対策の工事費</p> <p>(5) 主要な支持部分の構造に係る工事費</p> <p>※補助事業者が、補助事業における消費税等が仕入れにかかる税額控除の対象となる事業主体に該当する場合は、消費税を除いた額を補助対象経費とする。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率23.0%を乗じて得た金額（千円未満の端数は切り捨て）とする。</p> <p>ただし、1台につき140万5千円を限度とし、補助台数は、当該年度につき補助事業者2台までとする。</p>
その他の事項	建築基準法第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認を要するエレベーターの工事でないこと。

別に定める書類1（第5、6、10、11条関係）

新耐震基準マンション型

関係条項	内 容
<p>第5条第1項 (事前協議)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図（階数がわかるもの）</li> <li>2 事業計画書（工事工程表、事業計画（概要・費用））</li> <li>3 補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>4 管理組合の代表者であることを証する書類</li> <li>5 申請者及び代理人の本人確認書類（写）</li> <li>6 対象マンションの建築時期が確認できる書類</li> <li>7 構造躯体が地震に対して安全な構造のマンションであることを証する書類</li> <li>8 既存エレベーターの建築基準法への適合状況が確認できる書類</li> <li>9 防災対策改修に係る図書及び防災対策改修の結果、エレベーターが安全な構造となることを証する書類</li> <li>10 エレベーターの防災対策改修工事費の見積書（内訳が確認できるもの）</li> <li>11 長期修繕計画又は維持保全計画（エレベーターの修繕項目を含むもの）</li> <li>12 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>第6条 (交付申請)</p>	<p>事前協議書および添付書類一式</p>
<p>第10条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>第6条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第11条 (実績報告兼請求)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該工事の実施が確認できる書類（工事完了検査試験成績表、戸開走行保護装置試験成績表、鋼材等の規格品証明書、写真等）</li> <li>2 エレベーター防災対策改修工事に係る契約書（写）及び領収書（写）</li> <li>3 その他市長が定める書類</li> </ol> <p>※変更がある場合は、変更に係る書類を提出すること。</p>

## 別表2（第3条関係）

## 耐震改修工事併用型

補助事業者	補助対象エレベーターを所有（管理）するマンション管理組合
補助対象エレベーター	第4条の規定による要件に加え、同一年度に神戸市マンション耐震化促進事業の補助金を受けて耐震改修工事を実施しているマンションに設置されているエレベーターであること。 ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
補助対象経費	補助事業者が実施するエレベーターの防災対策改修工事に要する経費のうち、次の各号に掲げるもの（既に防災対策されているものを除く。）とする。 ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分を除く。 (1) 地震時管制運転装置の設置工事費 (2) エレベーターの耐震補強措置工事費 (3) 戸開走行保護装置の設置工事費 (4) 釣合おもりの脱落防止対策の工事費 (5) 主要な支持部分の構造に係る工事費 ※補助事業者が、補助事業における消費税等が仕入れにかかる税額控除の対象となる事業主体に該当する場合は、消費税を除いた額を補助対象経費とする。
補助金の額	補助対象経費に補助率23.0%を乗じて得た金額（千円未満の端数は切り捨て）とする。 ただし、1台につき140万5千円を限度とする。
その他の事項	対象工事には、建築基準法第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認を要するエレベーターの工事を含む。

別に定める書類2（第5、6、10、11条関係）

耐震改修工事併用型

関係条項	内 容
<p>第5条第1項 (事前協議)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図（階数がわかるもの）</li> <li>2 事業計画書（工事工程表、事業計画（概要・費用））</li> <li>3 補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>4 管理組合の代表者であることを証する書類</li> <li>5 申請者及び代理人の本人確認書類（写）</li> <li>6 対象マンションの建築時期が確認できる書類</li> <li>7 神戸市マンション耐震化促進事業の交付決定通知書（写）</li> <li>8 既存エレベーターの建築基準法への適合状況が確認できる書類</li> <li>9 防災対策改修に係る図書及び防災対策改修の結果、エレベーターが安全な構造となることを証する書類</li> <li>10 エレベーターの防災対策改修工事費の見積書（内訳が確認できるもの）</li> <li>11 長期修繕計画又は維持保全計画（エレベーターの修繕項目を含むもの）</li> <li>12 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>第6条 (交付申請)</p>	<p>事前協議書および添付書類一式</p>
<p>第10条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>第6条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第11条 (実績報告兼請求)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該工事の実施が確認できる書類（工事完了検査試験成績表、戸開走行保護装置試験成績表、鋼材等の規格品証明書、写真等）</li> <li>2（当該工事で確認申請が必要な場合）エレベーターの改修工事に係る検査済証（写）</li> <li>3 エレベーター防災対策改修工事に係る契約書（写）及び領収書（写）</li> <li>4 その他市長が定める書類</li> </ol> <p>※変更がある場合は、変更に係る書類を提出すること。</p>